

虐待かも
と思ったら

埼玉県は「埼玉県虐待禁止条例」を制定し、虐待のない社会を目指しています。

埼玉県虐待通報ダイヤル

虐待ない、
絶対ない社会へ

虐待 絶対
ない ない

ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSを利用の場合

0120-80-7171(※)



埼玉県マスコット
「ざいたまっち」



埼玉県マスコット
「コバトン」

S
O
S

を見逃さない!

児童虐待



障害者虐待



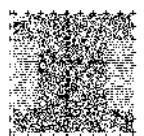
高齢者虐待



いつでも
毎日

24時間
365日
受付・対応

- 生命に重大な危険があるなど緊急の場合は110番へ。
- 自分一人で抱え込まず、虐待通報ダイヤルに電話してください。
- 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



案内用音声コード



彩の国
埼玉県

※☎0120-80-7171が繋がらない場合は ☎048-762-7533(有料)にお掛けください。

虐待とは…

殴る、蹴るだけが虐待ではありません。

埼玉県虐待禁止条例では、虐待に該当する行為を①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト(放置・放棄)、④心理的虐待、⑤経済的虐待の5つの類型に定めています。具体的な例は次のとおりです。

①身体的虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力をふるう
- 車に閉じ込める、置き去りにするなど、危険にさらす
- 子どもの健全な成長を損ねる行為をする など



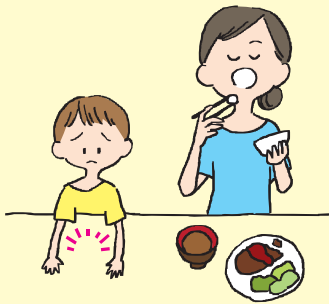
②性的虐待

- 子どもへの性的行為をする、性行為を強要する
- わいせつ映像等を見せる など



③ネグレクト(放置・放棄)

- 必要な医療、福祉のサービスを受けさせない
- 食事を与えない、入浴をさせないなど、世話をしない など



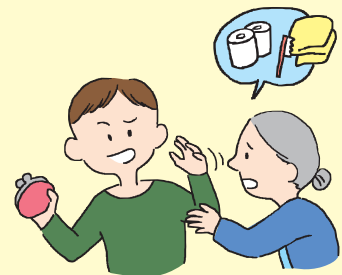
④心理的虐待

- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう
- からかう、侮辱する、無視する など



⑤経済的虐待

- 日常生活に必要な現金を渡さない、使わせない
- 年金や財産などを勝手に使う、処分する など



虐待のサインを見逃すな

虐待を受けている人は周囲の人にサインを出している場合があります。サインに気付いたら#7171(ないない)に電話してください。

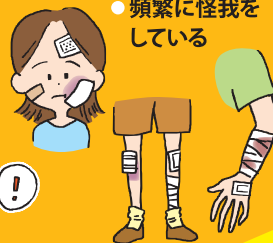
- 衣服が汚れている



- 怒鳴り声や泣き声が聞こえる



- 頻繁に怪我をしている



- ゴミであふれている



など

虐待のサインに気付いたら



埼玉県虐待通報ダイヤル

#7171
虐待 絶対
 な い な い

【高齢者虐待の事例】

■ 身体的虐待

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・本人に向かって物を壊したり、投げつける。刃物を近づけたり振り回したりする。
- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。
- ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。
- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドにしばりつける、ベッドを柵で囲う、つなぎ服を着せる、意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する、外から鍵を閉めて閉じ込める、中から鍵をかけて長時間家の中に入れない）。

■ 介護・世話の放棄・放任

- ・入浴しておらず異臭がする。髪やひげや爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にゴミを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。
- ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。



■ 心理的虐待

- ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼし等）。
- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。
- ・ 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。



■ 性的虐待

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
- ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする。
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・自慰行為を見せる。

■ 経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。



【高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン】

<p>身体に不自然な傷やアザがあり、 高齢者自身や介護者の説明がしどろもどろ</p>	<p>脱水症を甘く見ることは禁物。 十分な水分補給が必要 (家族が意図的に高齢者の水分補給を制限 しているなどが想定される場合)</p>	<p>部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、 食べ残しが散乱</p>
<p>外で食事するとき、一気に食べてしまう (高齢者自身が自分で食事の準備をしたり、 食べたりできない場合)</p>	<p>必要な薬を飲んでいない 服薬の介助をしていない</p>	<p>強い無力感、抑うつ、あきらめ、 投げやりな態度が見られる</p>
<p>落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃ べりする(認知症高齢者で、自傷行為や体の揺 すり、指しゃぶり、かみつき、不定愁訴や言葉の 繰り返しなどの落ち着きない状態がある場合)</p>	<p>「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える (十分な年金収入があるにもかかわらず、 生活費に困窮したり、身に覚えのない 借金の取り立てが来るなど)</p>	<p>高齢者を介護している様子が乱暴に見える</p>
<p>家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける</p>	<p>家の中から、家族の怒鳴り声や 高齢者の悲鳴が聞こえる</p>	<p>天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたた ずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなく なった、窓が閉まったままなど(この状態が 継続する場合)</p>